



2026年9月18日

各 位

会社名:ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

代表者名:代表取締役社長兼CFO 大畑 恭宏

(コード番号:6090 東証スタンダード)

問合せ先:代表取締役社長兼CFO 大畑 恭宏

(TEL:03-3551-2180)

当社従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員向け譲渡制限付き株式付与制度による譲渡制限付株式として自己株式処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株式の発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026年12月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 7,589株
(3) 処分 価 額	1株につき613円
(4) 処分 総 額	4,652,057円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の執行役員その他の従業員 48名 7,589株
(6) そ の 他	—

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、「未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術とバイオ技術を活用した研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献する。」という企業理念のもと、中長期的な企業価値・株主価値の向上に努めており、5年間中期経営計画TIAD 6 (2026.7-2031.6)を策定し、成長加速のために当社の成長戦略であるイノベーションとオペレーショナル・エクセレンスを推進していくための「人的資本投資」を持続的に拡大させていくことといたしました。

これを踏まえて、当社は本日開催の当社取締役会において、当社の執行役員及び従業員（取締役及び非常勤顧問を除く。以下「対象従業員」といいます。）を対象に、対象従業員の働きがいやエンゲージメントの向上に加え、経営参画意識の醸成を目的として、当社普通株式を譲渡制限付き株式として付与する福利厚生制度（以下「本制度」といいます。）を実施することとし、その実施のため、本自己株式処分を行うことについて決議いたしました。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役会で(2)に記載の要件に基づき対象従業員を決定し、職務等級などに基づいて個別金額を決定します。取締役会決議に基づき対象従業員に対して、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることになります。発行又は処分される当社普通株式1株当たりの払込金額は、当社普通株式の処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。）を基礎として当社普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定します。また、算出した最終交付株式数に1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員48名に対して金銭債権4,652,057円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式7,589株を付与することといたしました。

(2) 本制度の株式交付要件

本制度においては、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象従業員に対して当社普通株式を交付します。

- ① 直前会計年度末時点で在籍年数が3年以上であること
- ② 個別契約締結日において当社に在籍していること
- ③ 一定の非違行為がなかったこと
- ④ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

本制度に基づき当社の普通株式の処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象従業員との間で、①一定期間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が本割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

なお、本株式処分に伴い、当社と対象従業員との間において締結する予定の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、(3)のとおりです。

(3) 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年12月18日（以下「本払込期日」という。）から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）

(2) 退任時における取扱い

対象従業員が2031年12月17日以前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、当社は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を無償で取得する。なお当社は、対象従業員が、2031年12月18日以降に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議によ

り、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づいて対象従業員に支給される金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価格については、忖意性を排除した価格とするため2026年9月17日（本日開催の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における、当社普通株式の終値である613円としています。これは、本日開催の取締役会決議の日の直前の市場価格であり、合理的と考えます。

以 上